

大分県医療情報ネット連絡協議会規約

令和元年6月27日制定

（名称）

第1条 この協議会は、大分県医療情報ネット連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第2条 協議会は、大分県内の大分県医療情報ネット（以下「情報ネット」という。）参加施設が連携し、情報ネットの安定的な運営を推進することを目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、その目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- （1）情報ネットの運用管理に関すること。
- （2）情報ネットの利便性の向上に関すること。
- （3）情報ネットの普及促進に関すること。
- （4）その他協議会が目的達成のために必要と認める事項に関すること。

（構成）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- （1）協議会の目的に賛同する医療施設 各施設1人
- （2）その他会長が必要と認めた者 若干人

（会長および副会長）

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 協議会に副会長を置き、会長は委員の中から指名する。
- 4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

（会長の任期）

第6条 会長および副会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（会議）

第7条 協議会の会議は、次の各号に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。

- （1）会長が必要と認めたとき。
- （2）委員の半数以上から請求があったとき。

（議事）

第8条 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長が決する。

(議事の特例)

第9条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより協議会を開催する必要があると認めるときは、その形式で議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の協議会において報告しなければならない。

(代理出席)

第10条 議長は、第4条第1号から第2号までの委員が都合により出席できないときは、構成員からの申し出により代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第11条 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を協議会に参加させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、会長が在職する施設に置く。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の議を経て会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和元年6月27日から施行する。

2 この規約は、令和3年9月16日から施行する。